

(注) 令和3年度予算案における措置も含む。

1. 生活困窮への支援

- ・**緊急小口資金等の特例貸付の継続・件数の増加**
 - 今般の緊急事態宣言を踏まえ新規貸付・再貸付を4月以降も継続
 - 償還免除要件を明確化（資金種類ごとに住民税非課税世帯を一括償還免除）
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化
- ・**住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給の4月以降の継続**
- ・セーフティネット強化交付金による不安定居住者に対するアウトリーチ・一時的な居所確保の強化
- ・生活保護の扶養照会や転居指導などに係る弾力的な運用の周知・徹底
- ・J-LOLive補助金等を通じたフリーランスなどイベント出演者やスタッフの支援

2. ひとり親世帯等への支援

- ・**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）の支給**
- ・高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
- ・**償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設**
- ・ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の強化
- ・養育費の確保（不払い解消）に向けた取組の強化

3. 休業者・離職者への雇用支援

- ・大企業のシフト労働者等への新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の適用
- ・**小学校休業等対応助成金の申請をしない企業で働く保護者が直接支給を申請できる仕組みの導入**
- ・企業による休業手当の支払や雇用調整助成金における適切な申請に向けた働きかけ
- ・雇用調整助成金の特例措置の継続（緊急事態宣言の解除月の翌々月からは感染拡大地域・業況の厳しい企業の特例を導入）
- ・在籍型出向による雇用維持への支援（産業雇用安定助成金の創設、産業雇用センターによるマッチング等）
- ・マザーズハローワーク等専門窓口でのきめ細かな就労支援
- ・新型コロナの影響による離職者（シフト減で実質的に離職状態にある方を含む）を試行雇用する事業主へのトライアル雇用助成金による支援、感染症対策業務等による雇用創出（10万人規模）、人材確保等促進税制等

4. 職業訓練の強化・ステップアップ支援

- ・求職者支援制度など職業訓練の抜本的拡充

公共職業訓練の受講者を50%増（約15万人を目標）、求職者支援訓練の受講者を倍増（約5万人を目標）

- 職業訓練の期間・時間を柔軟化、**デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増（約5千人を目標）**し、訓練内容を多様化
- 職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件（8→12万円）・出席要件）の活用による**受給者倍増（約2.5万人を目標）**

- ・**介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設**

- ・地域女性活躍推進交付金の活用による女性の学び直し・ステップアップ支援

- ・デジタル技能学び直しのための「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」の利用推進

- ・コロナ対応ステップアップ相談窓口の設置

- ・一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（**オンデマンド型のオンライン訓練等**）

- ・職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ

5. NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等

- ・NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化（セーフティネット強化交付金、地域自殺対策強化交付金）

- ・フードバンクへの支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充

- ・NPO等が行う子供の居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）に係る地方自治体への補助の拡充（地域子供の未来応援交付金）

- ・NPO等が行う不安を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充（地域女性活躍推進交付金）

- ・公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの創設

- ・NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

6. 政府支援施策の大規模かつ戦略的な広報

- ・政府広報、SNSの活用等

生活に困窮される方への支援（緊急小口資金等の特例貸付・住居確保給付金）

- ◎ 緊急事態宣言の再発出等により、引き続き経済情勢が厳しい状況にあることを踏まえ、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金の申請期間の延長等を実施。

【緊急小口資金等の特例貸付】

- ・**特例貸付** (※1) **の申請期間の延長** 申請期間を3月末から6月末まで延長

(※1) 緊急小口資金、総合支援資金（初回）、総合支援資金（再貸付）

・**総合支援資金の償還免除要件の明確化**

借受人の早期の生活再建を支援するため、資金種類ごとに一括免除を実施。

<償還初年度（令和4年度）>

緊急小口資金（最大20万円）と総合支援資金（初回、最大60万円）

⇒令和3年度又は令和4年度の住民税非課税（※2）であれば一括免除

<償還2年度（令和5年度）>

総合支援資金（延長、最大60万円）⇒令和5年度の住民税非課税（※2）であれば一括免除

<償還3年度（令和6年度）>

総合支援資金（再貸付、最大60万円）⇒令和6年度の住民税非課税（※2）であれば一括免除

(※2) 借受人及び世帯主について確認

・**女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化**

パート等のシフト減による収入減少・養育費の減少が対象となりうることを明確化。

参考

（参考1）緊急小口資金等の特例貸付の実績
(R2.3.25～R3.3.6)（速報値）

決定件数：1,658,285件
決定金額：6601.7億円

（参考2）住居確保給付金の実績
(R2.4～R3.1)

決定件数：123,064件
支給済額：258.2億円
※令和元年度の決定件数：3,972件

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する。

（1）支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
② **①以外の住民税非課税の子育て世帯**（その他低所得の子育て世帯）

※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

（2）給付額

児童一人当たり一律**5万円**

（3）実施主体

ひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村
その他子育て世帯：市町村（特別区を含む）

（4）費用

全額国庫負担（10／10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

（5）スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：迅速な支給を実現する観点から、まずは、**児童扶養手当受給者**について、
支給情報をもとに（**申請不要**）、可能な限り早期に支給
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、**申請に基づき支給**
- ② その他低所得の子育て世帯：今後、具体的な制度設計を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に、
申請に基づき支給

ひとり親家庭向けの支援(高等職業訓練促進給付金・住宅支援資金貸付)

- ◎ 安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながるひとり親自立促進パッケージ（仮称）を策定。

訓練受講中の生活費支援【拡充】 【月10万円】

- ◎ 高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大。

【現行】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【見直し（案）】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取得の場合も新たに給付対象とする
※デジタル分野の資格や講座（Webクリエイター, CAD, LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座 等

※対象拡大の特例は令和3年度限り

参考

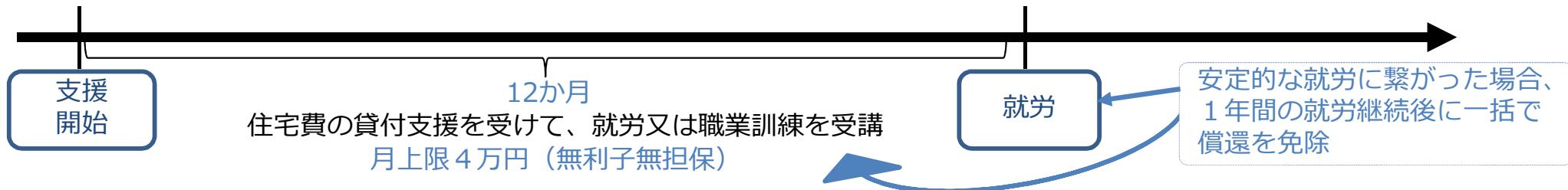
高等職業訓練促進給付金：好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、訓練受講期間中の生活費（月10万円）を給付する仕組み

※訓練経費については、自立支援教育訓練給付金（受講料の6割、上限年20万円）等の活用を促進。

就労訓練中の住宅費の支援【新規】 【月4万円】

- ◎ 生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設。

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、**住居の借り上げに必要となる資金の無利子貸付制度を創設**。安定的な就労につながった場合には、**1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除する等の自立へのインセンティブ方策を導入**。



併せて、ネット・SNSやひとり親相談窓口を通じ、支援施策を「伝える」ための取組を推進。

学校休業等により子どもの世話をため仕事を休んだ方への支援（直接申請できる仕組みの導入）

- ◎ 小学校休業等対応助成金について活用いただけていない事業主が一部存在することから、労働者が直接申請できる仕組みの導入を行う。

対応方針

労働局からの小学校休業等対応助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合、労働者が直接申請できるようにする。

- (注) ① 令和2年2月27日から同年3月末までは、小学校休業等対応助成金を労働者が直接申請。
② 令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより給付。

※ ②については申請に当たって「休業させた」との取扱とすることに事業主が同意すること、①②ともに休業の事実や賃金の支払状況等について確認が得られることが必要。

※ ②について休業支援金・給付金の対象にならない大企業労働者の場合については、企業への助成金活用の働きかけを強化。

参考

小学校休業等対応助成金の概要

- 令和2年2月27日の政府による全国の小学校等の春休みまでの期間の臨時休業の要請を踏まえ、創設。
- 新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者である労働者に対して、企業が有給の特別休暇を与えた場合に、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度（日額上限8,330円（令和2年度は15,000円））。
- 企業が休暇付与・助成金申請に対応してくれないとの相談を都道府県労働局で受けた場合、企業に対する働きかけを実施。令和2年11月に特別相談窓口を設置し、企業への働きかけを強化。
- 働きかけを行った件数のうち、企業が、特別休暇制度を導入・理解を示した・検討すると回答した割合は7割を占める。

（参考1） 特別相談窓口の実績（R2.11.24～R3.2.28）

労働者からの相談件数：400

うち 労働者の意向を踏まえ企業に働きかけを行った件数：154

うち 導入した、導入に理解を示した件数：76

検討中と回答した件数：37

導入しないと回答した件数：41

（参考2）

小学校休業等対応助成金の支給実績

・支給決定件数：141,135件

・支給金額：475.0億円

※R2.3.18～R3.3.5